

支援内容詳細 ～できること・できないこと～

《家事支援》

・居宅内で日常的に行う家事が対象です。

大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的（一時的）な家事は支援の対象外となります。

・①～⑤は、利用者（こどもの保護者等）が在宅時または同行に限ります。

家事支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
①食事の準備及び片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・調理（下ごしらえ、味付け） ・配膳 ・片付け ・テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理（お正月料理等） ・来客の応接（飲み物や食事の手配等） 	（日常的に利用者が担っている範囲で）同居家族分も支援対象とします。但し、アレルギー対応はできかねます。
②衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機を回す ・洗濯物を干す ・洗濯物をたたむ ・タンス等への片付け ・アイロンがけ ・裁縫（ボタン付け程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う洗濯（カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等） ・大量のアイロンがけ 	（日常的に利用者が担っている範囲で）同居家族分も支援対象とします。
③居室等の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、床拭き程度） ・新聞、雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、シンク、窓等の掃除（※1） ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除（植木の水やり、剪定、草むしり等） ・引っ越しの手伝い 	※1 日常的に利用者が担っている範囲での掃除であれば可能（拭き掃除程度）
④生活必需品の買物	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー、コンビニ等で購入可能な食材・日用品・学用品の買い物（同行又は代行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買物 	買い物代の立て替え払いは不可です。支援時間中に公共交通機関を利用した際に要した費用は <u>利用者負担</u> です。
⑤その他必要な家事支援	<ul style="list-style-type: none"> ・布団干し ・シーツ交換 ・ゴミ出し（日常のゴミ出し含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行への振込み、引出し等 ・役所等への申請代行 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話 ・家の室内外の修理・修繕（家具の移動、部屋の模様替え等） ・保護者の仕事の手伝い ・クリーニング店への受け渡し 	

支援内容詳細 ～できること・できないこと～

《育児支援》

- ・⑥～⑧は、居宅内で、利用者（こどもの保護者等）が在宅時に限ります
- ・⑨～⑩は、利用者（こどもの保護者等）と一緒にいきます

育児支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
⑥授乳・食事 介助	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし、ポット等への移し替え ・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け ・こどもにミルクを与える ・こどもの食事介助（食べさせる） 	—	—
⑦おむつ・衣類交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 ・着替えの手伝い 	—	—
⑧沐浴・入浴 介助	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴の用意、片付け ・こどもの体を拭く、着替え等 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援員がこどもを沐浴させる ・訪問支援員がこどもと入浴する 	こどもの年齢や性別等に配慮して行ってください
⑨通院 付き添い	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの受診や予防接種へ保護者と一緒に行く ・保護者の受診や予防接種に付き添う 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援員のみで、こどもの受診・予防接種に付き添う ・救急車に同乗する 	
⑩保育所等の 送迎支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、学校等の送迎に付き添う ・こども園、学校等の行事に保護者と一緒に参加する ・乳幼児健診に付き添う 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援者のみで、保育園、学校等へ送迎する ・訪問支援者のみで、保育園、学校等の行事に参加する ・訪問支援員とこどものみで、乳幼児健診を受ける 	・支援時間中に公共交通機関等を利用した際に要した費用は 利用者負担です。
⑪その他必要 な育児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・役所等への手続きに付き添う ・保育園、学校等の準備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及びこどもへの医療行為（点眼、服薬管理等） ・こどもの預かり ・留守番 	

※④⑨⑩⑪で、自宅から付き添う場合は、徒歩又は自転車又は公共交通機関等の利用に限ります。

訪問支援員が運転する自転車等に子どもは同乗できません。

利用者（こどもの保護者等）と自宅以外で待ち合わせることは可能です。